

陳 情 文 書 表

平成 3 0 年 第 1 回 神 奈 川 県 議 会 定 例 会

平 成 3 0 年 2 月 9 日

陳情番号	160	付議年月日	30.2.9
件名	人事委員会裁決を取り消した横浜地裁の判決を不服として知事が行おうとする控訴について議会の議決を求める議案（平成29年第3回定例会定県第85号議案）の説明資料に致命的な不備があったことについて知事の猛省を求める決議を本会議で行うことについて陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>人事委員会裁決を取り消した横浜地裁の判決を不服として知事が行おうとする控訴について議会の議決を求める議案（平成29年第3回定例会定県第85号議案）の説明資料に致命的な不備があったことについて知事の猛省を求める決議を、平成29年第3回定例会の会期中に本会議で行っていただきたい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>標記の議案について議員が賛否の意思決定を行うには、まず、知事が不服とする横浜地裁判決の判決書を通読することが必要不可欠の前提となる。しかるに、知事が提案に際して議会に提出した説明資料には、その判決書の写しが含まれていなかった。これは、議会が知事から独立した主体として判断および意思決定を行うことは必要でなく、議会は無条件に知事の方針に追随して知事提出議案を可決すればよいのだ、と知事が公言しているに等しい。かかる所業は、議会の存在意義を否定し、議会及び県民を愚弄するものである。</p>			